

円弘撰『円弘師章』の逸文研究

岡 本 一 平

第一節 問題の所在

本論文の目的は、新羅人と推定されている円弘^①の著作、『円弘師章』(別称『円弘章』)の逸文を蒐集し考察することにある。

円弘、及び『円弘師章』という名前の著作は、現在、仏教研究者の間でも殆ど周知されていない。その理由は以下のようなことにある。第一に、円弘の伝記史料が皆無であり、出身地域(国)も確定できないからである。彼の著作は、奈良時代の書写記録に見えるので、八世紀前半以前に活躍したことが推定できる程度である。第二に、円弘の著作は活字化されていないからである。私の知る限り、円弘の著作は『妙法蓮華経論子注』三巻の写本(略称『子注』上巻は聖語蔵、下巻は称名寺蔵・神奈川県立金沢文庫管理、中巻は散逸)と、日本の仏教文献に散在的に引用される『円弘師章』四巻の逸文が存在する。『子注』は『妙法蓮華経優婆提舍』(略称『法華経論』)の注釈書であり、『円弘師章』は「教理集成文献」の一種である。これらの円弘の著作に注目する研究者は余りいない。しかし奈良の書写記録

によれば、『円弘師章』は八世紀前半から繰り返し書き直されているので、奈良仏教に対する私たちの認識を更新する興味深い文献の一つである。具体的な研究に入る前に、研究の経緯と研究史、そして私の問題意識について述べておきたい。

まず研究の経緯と研究史を回顧したい。私が円弘と『円弘師章』を知ったのは、今から約二十年前、新羅の芬皇寺玄隆（七世紀後半から八世紀前半頃）の『玄隆師章』（別称『玄隆章』）の逸文研究に遡る。³その当時、私は示観房凝然（一二四〇—一三二二）の著作を継続的に読解し、その傍ら余り注目されていなかった逸文を蒐集していた。そのうち新羅の芬皇寺玄隆の『玄隆師章』だけを、金天鶴氏の依頼により論文として公刊し、『玄隆師章』と同時期（奈良時代）に書写された『円弘師章』については、ごく簡単な紹介に留めた。⁴この時点で円弘、及び『円弘師章』に関する研究は殆ど無かった。その後、私は研究分野を凝然から浄影寺慧遠（五二三—五九二）に転じたために、その他の逸文を紹介・研究することは無かった。しかし大竹晋氏が天親造『法華経論』の訳注を公刊し、⁵その際に円弘撰『子注』の写本の存在を指摘した。大竹氏は円弘を新羅人と推定し、⁶そうであるならば『子注』は韓国人が研究するべきと、金天鶴氏に研究を譲られた。そして金天鶴氏は、金沢文庫管理『子注』下巻の確認のために私に連絡した。彼が私に連絡した理由は、金沢文庫への仲介の他に、私が『円弘師章』について報告していたことを知っていたからである。そこで、私は金沢文庫の道津綾乃氏に『子注』下巻の複写依頼を仲介した。その後、金天鶴氏は『子注』の研究を開始し、⁷その研究は私の円弘に対する関心を再び呼び起こした。さらに金天鶴氏の依頼により、私は『子注』研究に金炳坤氏の助力を請い、彼が『円弘師章』にも強い関心を示したことも、私の研究の原動力になった。

このような研究の経緯を記した理由は、円弘研究史が大竹氏以降に正確に記されていないことを憂いたためである。

私も散在的な先行研究を繋ぎ併せてきたので、その全貌を把握しているわけではない。しかし、私が『円弘師章』に関する簡単な報告の時点で知り得たことも、大竹氏と金天鶴氏は記していない。その原因は、私の研究史の紹介が適切ではなかったからかもしれない。しかし、このまま放置することは出来ないで、私の旧稿に遡及して研究史の確認をしなければならぬ。それは、残念ながら未だに確定に至らない円弘の出身問題に関する事柄である。

私の知る限り、円弘の出身を推定する有力な資料は、安然（八四一？―九一五？）の『教時諍論』（1）（後引）だけである。そこには「玄隆・円弘・補助・泰賢」と四人が列挙されている。私の知る限り、この一節を最初に紹介したのは八木昊恵氏であり、それは常盤大定氏の研究を受けたものである。⁽⁸⁾常盤氏は、源信の『一乗要決』に依拠して、『三権実論争』の一齣として玄隆が義栄の説を引用していることを紹介した。常盤氏の指摘については、私は旧稿において次のように注記した。⁽⁹⁾（旧稿注1）。

常盤大定 [1973: 180-181] 参照。『一乗要決』によって、玄隆が義栄説を引用することを指摘している。

そして、常盤氏の指摘を受けて、八木氏は玄隆の史的位置を確認するために、『教時諍論』（1）を紹介したのである。八木氏の指摘については、私は旧稿において次のように注記した。⁽¹⁰⁾（旧稿注2）。

八木昊恵 [1962: 289, 378-379] 『恵心教学の基礎的研究』を参照。常盤氏の指摘をふまえて、『教時諍論』において、玄隆が玄奘系統に位置づけられていることを紹介している。

常盤氏・八木氏の関心は玄隆であり、円弘では無かった。しかし結果的に、八木氏は円弘の出身を推定する資料『教時諍論』(1)の最初の紹介者になったのである。私は玄隆の逸文研究を開始し、先行研究として常盤・八木両氏の指摘を上記のように紹介した。そして、私は八木氏の紹介した『教時諍論』の一節を引用し、その解説部分で円弘に注意を向けて、『円弘師章』を次のように簡単に紹介した¹⁾（旧稿注7）。

円弘にもまた『円弘師章』という著作があり、『玄隆師章』と同時期に書写されている。本書も凝然の『華嚴孔子章発悟記』等に引用されているが、円弘の伝記等については一切不明である。

以上の諸点は、全て私の旧稿の情報である。

次に研究史上の問題点を指摘したい。それは『教時諍論』の一節の最初の紹介者が、八木昊恵氏と認識されていないことである。これは、私にも過失があるように思われる。私は、上記のように八木氏が『教時諍論』の一節を紹介していることを注記した。しかし、私は『教時諍論』(1)を引用する際に、それが八木氏の発見した一節であることを、繰り返し注記しなかった。この注記の甘さが、その後、『教時諍論』(1)の紹介者が八木氏と認識されていない一因かもしれない。そこで明記しておきたい。『教時諍論』(1)の発見者は、玄隆であれ円弘であれ、八木氏である。私は、八木氏が玄隆の紹介に利用した『教時諍論』の一節中の円弘にも注意を向け、『円弘師章』という著作を紹介した。しかし、私が繰り返し注記しなかったことに起因するののか、大竹氏と金天鶴氏は、八木氏の功績について全く言及せずに、

円弘の出身を推定する資料として『教時諍論』(1)を利用している。しかし、これは私の注記の甘さが原因なのか、確認できない。というのも、大竹氏も金天鶴氏も、私の旧稿自体に言及していないからである。⁽¹²⁾

ここで問題にしたいことは、大竹・金天鶴氏が私の旧稿に言及しないことではない。両氏が、八木氏による『教時諍論』の一節の発見に言及することなく、円弘の研究を展開されたことである。今日ではS A Tのデータベース検索によつて、『教時諍論』の一節を発見することは、アイデアさえあれば容易になった。しかし、八木氏の時代にその一節を指摘することは極めて困難であり、私も玄隆の先行研究として、八木氏の研究に辿り着くまでに時間を要した。私は『円弘師章』の研究を再開するにあたり、八木氏による『教時諍論』の一節の発見を銘記した上で、研究を展開すべきと考えた。なぜならば、現在でも円弘の歴史的位置を考える資料は、八木氏の発見した『教時諍論』(1)しか確認されていないからである。

常盤氏から八木氏へと展開した玄隆・円弘の研究は、「三一権実論争」を彩る人々として彼らを浮上させた。この視点は、歴史的資料の乏しいこの二人の史的位置の計る目安である。そして、今後の研究の指針の一つもここにある。大竹氏は『法華経論』の訳注研究に際して、円弘撰『子注』の写本の存在を指摘した。そして金天鶴氏は『子注』の写本研究を開始する。これらは円弘研究の具現化として評価すべきである。しかし、いずれ円弘研究は「三一権実論争」のどこかに、その場所を見出すだろう。その時、再び常盤・八木氏の研究が回顧されるはずである。実際に金炳坤氏は、日本における『子注』の流伝を研究し、伝最澄撰『三平等義』中の「注云」が『子注』の引用、あるいは常騰撰『法華論注』(略称『常騰注』)からの孫引きであることを指摘した。⁽¹³⁾さらに金炳坤氏は『三平等義』の著者について「円仁記・安然注か」という仮説を提示した。この仮説の検証は今後必要であるものの、金炳坤氏の仮説が妥当

であれば、安然が『教時諍論』において円弘について言及するのは当然のことになる。データベースは歴史ではない。歴史を創造するのは人間の努力である。

次に『円弘師章』の逸文から復元できる概要を紹介し、私の問題意識も述べておきたい。『円弘師章』は章形式の「教理集成文献」の一種と推定される。この種の文献の特徴は、仏教用語を一つの章（chapter）と見做し、その用語を解説することにある。主に、複数の経や論から章を抽出する文献（略称「複数型」）と、一経あるいは一論に依拠して章を抽出する文献（略称「単数型」）とに大別できる。複数型「教理集成文献」の代表は、浄影寺慧遠の『大乘義章』二十卷（現存巻数、分卷二十六卷）であり、本文献は複数の文献から章を抽出し、五聚（教・義・因・果・雑。雑は散逸）の構成によって編集した著作である。また慈恩大師基（六三一―六八二）の『大乘法苑義林章』（略称『義林章』）も複数型の教理集成文献である。しかし、『義林章』は『大乘義章』とは異なり、配列順序に明確な意図は無い。単数型の代表は智儼（六〇二―六六八）の『華嚴経内章門等雜孔目』（略称『孔目章』）であり、『孔目章』は六十卷本『華嚴経』に依拠した章形式の教理集成文献である。このような章形式の教理集成文献の起源は中国の南北朝末期（六世紀頃）に遡り、初唐（八世紀頃）に至るまで盛んに撰述された。そして、その影響は韓国や日本にも波及したようである。新羅の教理集成文献として、芬皇寺玄隆の『玄隆師章』がある。『玄隆師章』は散逸し、日本の仏教文献から一部が復元されるだけであるが、その研究成果によれば複数型に属す。また鎌倉時代の教理集成文献として、道元（一一〇〇―一二五三）の『正法眼蔵』がある。『正法眼蔵』は、時代も大幅に降るために、明確に章形式を採用せず、また各項目の出典に「禪語」を交える等、曖昧な形式の文献である。しかし、それは教理集成文献の子孫とし

ての性格を失っているわけではなく、複数型の一ヴァージョンと考えられる。

「教理集成文献」の一種と推定される『円弘師章』は複数型であり、「(作者名) + (敬称(師)) + (著作形式(章))」という珍しい書名を有する。この書名は作者自身の命名とは考え難い。おそらく、『円弘師章』は、同一あるいは類似の書名をもつ著作を区別するために、書写、あるいは伝播の過程で便宜的に採用された仮称であろう。そして本来の書名が失われた結果、この書名で流通したと推定される。奈良の書写記録によれば、『円弘師章』だけでなく、「師章」と呼ばれる文献は『玄隆師章』など複数存在した。例えば『大日本古文書』によれば、延べ十五種「師章」という書名の文献が書写されている。この「師章」と記録される文献群を、作業仮説として「師章文献」と総称したい。大半の「師章文献」は散逸し失われたが、幸いなことに、その一部は日本の文献に逸文として伝承されている。「師章文献」の中には、本来の書名を復元できるものもあれば、復元できないものもある。「師章文献」という作業仮説は日本の文献伝承に依拠するものであり、その本来の名称が復元されれば、仮説の役割を終えるだろう。しかし『玄隆師章』や『円弘師章』は、現在でも本来の書名を復元できない。さらに『玄隆師章』と比較すれば、『円弘師章』は作者の出身が未確定であり、引用例も少なく研究は困難を極める。しかし近年、大竹晋氏、金天鶴氏、金炳坤氏が、円弘撰『子注』の発見と研究を開始し、それに触発されて私も『円弘師章』という謎の「教理集成文献」の解明に寄与したいと考えるようになった。

第二節『円弘師章』の流伝

円弘の伝記は未詳であり、僅かに安然の『教時諍論』に名を留める。

(1) 玄隆・円弘・補昉・秦賢、並作章疏、共称稟受三藏之旨、而多違背基師之義。（大正七五、三六五下）

〔私訳〕玄隆と円弘と神昉（補昉）と太賢（秦賢）は、皆な章や疏を撰述し、共に〔玄奘〕三藏のお考えを継承したと称しながらも、多くの場合、基師の考えに違反する。

この『教時諍論』(1)は、八木吳恵氏によって「三一権実論争」の一齣を考える資料として、私の知る限り初めて紹介された。¹⁵この内、円弘を除く三師が新羅出身であることが、大竹氏の円弘＝新羅出身説の推定根拠である。¹⁶私も『教時諍論』(1)を知って以来、円弘を新羅人という印象を抱いていた。しかし、(1)は円弘＝新羅人説の決定的な根拠とは言えないだろう。例えば、『円弘師章』逸文¹²には次のようである（以下、逸文番号は第七節に対応）。

(2) 依之唐土人師。「以相分従本質名異熟」云云。（『唯識論同学鈔』大正六六、九四上七―八、逸文¹²）

(3) 原本・乙本傍注曰。『円弘師章』二。（『唯識論同学鈔』大正六六、九四、脚注2）

『同学鈔』(2)に紹介される「唐土人師」の説は、『同学鈔』原本・乙本傍注(3)によれば『円弘師章』巻第二の説、即ち円弘の説である。つまり『同学鈔』原本・乙本の傍注者は、円弘を「唐土人師」と判断していることになる。「唐土」は中国（唐）に限定されるのか、それとも韓国（新羅）を含むのか、議論は分かれるだろう。¹⁵いずれにしても、『同学鈔』の傍注の記載時期に、(2)は「唐土人師」の学説と見做されていたことになる。

現在、私は円弘の出身に拘らない。安然によって、円弘は三人の新羅出身者と併記されながら、基とは異なる学説

の主張者と認識されていることだけを受け止めておきたい。円弘が新羅人である可能性は否定しないが、それを決定する根拠も乏しいからである。

『円弘師章』の流伝は、『大日本古文書』の書写記録を辿ることによって、ある程度知ることが出来る。金天鶴氏がこの作業の先鞭をつけたが、私は二種の視点から史料を選択した。⁽¹⁹⁾ 第一の視点は、『円弘師章』と一緒に書写されているものは何か。第二の視点は、誰が『円弘師章』にかかわったのか。

第三の視点は、『大日本古文書』の『円弘師章』の記録を幾つか確認しておく（『大日本古文書』 Ⅱ 略号『編年文書』、引用文例は可能な限り新字体に改めた。「」は改行記号）。

① 「写経目録〈正倉院文書・続々修十二帙三〉」 天平五年（七三三）、『編年文書』第七卷・五―六頁。

最勝盼簡一卷〈黄色漆軸綺帯〉

円弘章四卷〈黄色漆軸綺帯〉《五年閏三月十日内進》用紙一百廿四

法華経一部〈注復（複Ⅱ傍注）為一卷唐白紙短■〉

最勝王経一部〈注復（複Ⅱ傍注）一卷唐白紙〉《閏三月内進》

天平五年正月始写

…（中略）…

二月卅日、内堂進納、

円弘撰『円弘師章』の逸文研究（岡本一平）

円弘撰『円弘師章』の逸文研究（岡本一平）

② 「写経所啓案〈正倉院文書・続々修四十二帙裏書二〉」天平七年（七三五）条、『編年文書』第七卷・四三頁。

写経并疏七十六卷〈大宝積經十八卷 法林章廿卷／円弘章四卷 唯識論疏廿卷／弁中弁（辺力〓傍注）論疏三卷 法華經疏十卷〉用紙三千六百

③ 「写経所啓〈正倉院文書・続々修十四帙一〉」天平十二年（七四〇）条、『編年文書』第七卷・四九一頁。

七処八会一卷 海印三昧論一卷 円弘師章四卷 ○四分律抄六卷／以上道濟師本

④ 「一切経間校帳〈正倉院文書・続々修二十六帙五〉」天平十八年（七四六）条、『編年文書』第八卷・二二二頁。

二月四日円弘章第三用五十〈一校豊広〇／二宅足〇〉第四卷用廿六〈一宅足〇〇／二家主〇〉

⑤ 「続々修十三帙五」天平十六年（七四四）条、『編年文書』第八卷・五三五頁。

○円弘章四卷 百五十四紙

⑥ 「写疏充紙手実案帳〈正倉院文書・続々修一九帙五〉」天平十七年（七四五）条、『編年文書』第八卷・六〇三頁。

…（前略）…大乘義林疏第六卷〈卅六〉 円弘章疏第二卷〈卅〉²⁰之中〈廿一張写阿曇広万呂／十九張写山部万呂

／天平十七（年〓傍注）十二月八日「檢酒主」

⑦「写疏充紙手実案帳〈正倉院文書・続々修一九帙五〉」天平十七年（七四五）条、『編年文書』第八卷・六〇五頁。
円弘章第一卷〈用卅八枚／破二〉：（中略）：／十二月八日「撿酒主」

⑧「経疏奉請帳〈正倉院文書・続々修十五帙四〉」天平十九年（七四七）条、『編年文書』第十卷・二八六頁。

法苑林章七卷 円弘章四卷 大乘義林章十二卷〈基造〉 唯識枢要四卷／法華経疏十卷〈基造〉 掌珍論二卷 掌珍論疏二卷 因明論疏二卷〈基述（造）傍注〉／又二卷〈円測師撰〉 唯識論疏十卷〈円測師撰〉
右、依小尼公天平十九年九月廿三日宣、奉請内裏、使阿倍真道、／知田辺判官／次官佐伯宿祢

⑨「写書布施勘定帳〈正倉院文書・続々修十三帙八〉」天平勝宝三年（七五二）条、『編年文書』第十二卷・五七―六〇頁。
○頁。

円弘章四卷〈円弘師〉：（後略）：

以前、経論并疏章伝、注頭如右、謹解／天平勝宝三年九月廿日維那僧／大学頭／小学頭

⑩「従行信師奉請経論疏目錄〈正倉院文書・続々修十六帙二〉」天平勝宝四年（七五二）条、『編年文書』第十二卷・三八四―三八五頁。

□奉請経論并疏一百廿三卷

賢愚経一部〈十六卷〉／（異筆下同ジ）傍注）／「帙二枚」 ○雑宝蔵経一部〈八卷〉／「帙一」

円弘撰『円弘師章』の逸文研究（岡本一平）

円弘撰『円弘師章』の逸文研究（岡本一平）

○唯識枢要四卷 ○掌珍論二卷／○又疏二卷 ○因明論疏五卷

○唯識論九卷（「帙一」） ○撰論十卷（「帙一」）

○唯識疏八卷 ○最勝王經（疏脱カニ傍注）一部八卷（勝莊師）

○又一部五卷（憬興師） ○法花疏一部十卷（基述）

○大乘義林章一部（十二卷） ○円弘章四卷／衆經要集一部（七卷） ○判比量一卷

○大唐西域記一部（十二卷）／「帙一」

右、従行信師所奉請内裏、（「在内堂」）

以前、經論疏等、以四年十月廿八日、自内裏請来、

①「一切經奉請文書繼文（正倉院文書・続々修十七帙七）」神護景雲二年（七六八）条、『編年文書』第十七卷・七九
一八〇頁。

円弘章四卷（二帙）：（後略）：

右件疏等、附廻使殿来豊足、且令請如件、以移、／景雲二年九月廿六日主典建部／小橋公／案主上村主馬養

『円弘師章』の書写記録は天平五年（七三三）正月に始まり、神護景雲二年（七六八）九月二六日まで続いている（史料①¹⁾、²⁾）。史料①「写経目録」は『円弘師章』の最初の書写記録である。この「写経目録」は、天平三年（七三一）条に収録されているが、七三一年に書写されたのは、『仏頂経』『涅槃経』（八十四卷）『涅槃経』（卅卷）『法華経』（八

卷)の四部だけである。実際に『円弘師章』は天平五年(七三三)正月に書写を開始し、同年閏三月十日に内裏の「内堂」に収蔵された。「内堂」が「内裏」≡平城京の宮中に存在した図書館の一種であったことは、史料⑩からみて明白である。最古の書写の記録(①)によれば、『円弘師章』は「円弘章四卷」と記録され、黄色、漆軸、綺帯と呼ばれる紐で装丁された「二十四紙」の卷子本である。ただし、他の史料を勘案すれば、「二十四紙」の「廿」は「五」の誤写と思われる。『円弘師章』は四卷の総紙数は一五四紙(⑤)。各卷の内訳は卷第一≡三八紙(⑦)、卷第二≡四〇紙(⑥)、卷第三≡五〇紙(④)、卷第四≡二六紙(④)。合算すれば一五四紙である。即ち、奈良時代において『円弘師章』は、四卷一五四紙の写本として作成・伝承されていた。

次に、『円弘師章』の書写状況は主にAB二群に分類できる。

A群：②⑥⑧⑩

B群：③

A群では、『円弘師章』は「義林章」「唯識論疏」等の玄奘系統(「法相宗」)の章疏、あるいは『判比量論』などの因明と一緒に書写されている。重複する文献もみられるので、『円弘師章』が受容された環境もうかがわれる。史料⑩はA群最後の書写記録であるが、上記の特徴だけでなく、新羅系統の文献とともに『円弘師章』は書写されていることがわかる。

B群として紹介する史料は一点だけであるものの(③)、『大日本古文書』の中にこの種の書写記録は複数存在する。

おそらくB群は「華嚴宗」系統の書写リストと推定できる。「海印三昧論」は、おそらく新羅明晶の著作と推定されるが、これも新羅系統の文献とともに『円弘師章』は書写されていることがわかる。ただし奈良時代における新羅仏教の強い影響を考えれば、A・B二系統に新羅の仏教文献の影響が強いからと言って、『円弘師章』の作者を特定する根拠としては弱いだろう。

このA・B二系統は書写者、あるいは所持者の名前がわかる。

A系統⑧は天平十九年（七四七）、小尼公が「内裏」に閲覧・借用・書写を要請したりストである。そのうち作者の判明するのは円弘、基、円測の三人である。基と円測は、善珠（七二二—七七七）が「西明慈恩共我一師、何決是非偏破西明」²⁴と述べて尊重した二人である。史料⑧は、その善珠の二十歳前半の記録であり、善珠の著作にも『円弘師章』は引用されている。

A系統⑩は天平勝宝四年（七五二）、行信が「内裏」の「内堂」に要請された写本リストである。²⁵松本信道氏によれば、行信は天平勝宝二年（七五〇）の仁王会を契機として大僧都を辞任、あるいは解任されたと推定されている。また、同氏は、その背景の一つとして、天平勝宝四年（七五二）四月九日、大仏の開眼会を見越し、橘諸兄の主導する行信（大僧都）を首班とする僧綱から、藤原仲麻呂の主導する菩提（僧正）・良弁（少僧都）・道璿（律師）・隆尊（律師）を首班とする僧綱へ政治状況が移行したと推定されている。²⁶私には、その可否は判断できないが、少なくとも解任では無かったと推定する。というのも、天平勝宝二年（七五〇）の仁王会において行信が中心的役割を担い、同五年（七五三）の仁王会（主導者は善珠）において行信の『仁王経疏』が奉請されたのであれば、²⁷七五三年の奈良の仏教界において行信は軽視される存在ではないからである。そして⑩²⁸は、松本氏が行信の『仁王経疏』の執筆時期（天

平勝宝二年（五年）と推定された期間の史料である。史料⑩から窺えることは、行信の修学に関する熱意であり、中国・韓国の「法相宗」系統の章疏を中心に幅広く書写している。その中に『円弘師章』も含まれている。ここでは、大僧都まで上り詰めた行信によって『円弘師章』が書写されていたことに注意しておきたい。また史料⑩は⑧（少尼公）のリストと重複しながら総数は増加している。おそらく、行信は小尼公のリストを参照して蔵書を増やしていたと推定される。

B系統③は天平十二年（七四〇）に道済の所持本として記録されている。おそらく道済は「華嚴宗」系統の僧侶と思われ、先述したように新羅系統の『海印三昧論』も所持している。また書写年代もA系統よりも早いので、『円弘師章』は記録からみる限り「法相宗」系統よりも「華嚴宗」系統において先に注目されていたことになる。

付言しておきたいことは、『円弘師章』と『子注』は同一の書写記録に見えないことである。このことから現存史料による限り、円弘という固有名の下に彼の著作は注目されていなかったと言えるだろう。

次に仏典目録の記録を整理しておきたい。

円弘師章四卷（百二十紙）（『法相宗章疏』大正五五、一一四〇上）

円弘師章四卷（『注進法相宗章疏』大正五五、一一四四中）

円弘章五卷（或云円弘師章。諸録云四卷。見新本有五卷）（『東域伝灯目録』大正五五、一一六三上）

円弘撰『円弘師章』の逸文研究（岡本一平）

特徴として、『円弘師章』は「法相宗」系統の目録に記載されること、『東域伝灯目録』（一〇九四年）の成立時期には五巻本が存在したことである。そして、今日では本文献は散逸し、逸文だけ確認できる。

『円弘師章』の書写の上限から、円弘の生没年の下限は七三三年頃と推定される⁽²⁹⁾。また、『円弘師章』は玄奘訳を利用しているので、円弘は玄奘帰国の六四五年以降にも活動している。従って、円弘の活動年代は七世紀中葉から八世紀初頭である。この年代推定によれば、円弘は、元暁（六一七—六八六）、慧沼（六四八—七一四）、法藏（六四三—七二二）、智周（六六八—七二三）等と同時代である。

第三節 『円弘師章』逸文の考察

本節では、二十四種の『円弘師章』四巻の逸文について考察したい。
まず『円弘師章』の全体の構成を検討する。

(4) 仏法東漸、震旦甚昌。大乘諸師多陳唯識義。：（中略）：法相宗中、慈恩大師『法苑』『唯識』建立十門分別義理。一 出体、二 弁名、三 離合会釈、四 何識為観、五 顕類差別、六 修証位次、七 観法何性、八 諸地依起、九 断諸障染、十 帰撰二空。新羅慶皇寺玄隆法師有「唯識章」七門分別。一名、二体、三 見相差別門、四 観行門、五 撰諸識門、六 共果差別門、七 観行位地門。円弘法師造四卷章、名『円弘章』。彼第一卷有「唯識義」三門分別。一 釈名。二 出体。三 問答。此三三章并法相宗。（『華嚴十重唯識瑞鑑記』卷第七、新版仏全三六、三五五中、新版日蔵七五、一一七上下、逸文⁽²²⁾）

(4)によれば、『円弘師章』（円弘章）第一卷に「唯識義」があり、「一釈名」「二出体」「三問答」の三門分別と記録されている。『円弘師章』巻第一「唯識義」は、基「唯識義」や玄隆「唯識章」と比較して門数は少ない。

(5)心識義理、諸師多立。淨影大師『大乘義章』第三有「八識義」。道基法師『撰論義章』第一・二・三有「九識義」。

慈恩大師『法苑』第一立「唯識義」。『円弘章』第一有「唯識義」。第二立「八識義」。『玄隆章』中有「唯識義」。

〔発悟記〕巻第十四、新版仏全三六、九一下、逸文^⑬。

(5)によれば、『円弘師章』第一卷に「唯識義」、第二卷に「八識義」がある。また(5)によれば、「唯識義」は新訳唯識に属し、「八識義」「九識義」は旧訳唯識に属する傾向がある。つまり『円弘師章』は、義目の点から新訳・旧訳両系統から影響を受けていると推定される。

(6)四諦義理、諸師多解。淨影『義章』第三。『阿毘曇章』第十四。『成実義章』第一・第二・第三・第四。天台『法界次第』中卷。『円弘章』第一。『玄澄（隆？）章』第一。定賓『飾修記』第七。此等諸文明四諦義。（『発悟記』巻第十二、新版仏全三六、八〇中、逸文^⑮）

(6)によれば、『円弘師章』巻第一に「四諦義」（仮題）がある。この「四諦義」もまた、新訳以前の系統に多くみられるものである。

円弘撰『円弘師章』の逸文研究（岡本一平）

この他、逸文⑬によれば、『円弘師章』巻第二に「三業義」あるいは「表無表色義」（いずれも仮題）が収録されている。以上によれば、『円弘師章』四巻は次のような構成であることがわかる。

『円弘師章』巻第一…「唯識義」（仮題）、「四諦義」（仮題）

『円弘師章』巻第二…「八識義」、「三業義」（仮題）

これらの構成からわかることは、『円弘師章』は『大乘義章』のような増一法（法数の順序）ではないと思われる。これは「四諦義」（巻第一）と「三業義」（巻第二）の順序に依拠する推定であり、いずれも仮題によって推定した結果である。また『円弘師章』は「教理集成文献」として複数型に属し、特定の経論から義目を抽出したものではないだろう。

次に「唯識義」の逸文と推定されるものについて考察したい。

(7) 『円弘章』第一云。「簡持義是唯義。簡塵持識故名唯也。簡塵者、『唯識論』云。唯言為除色塵等。持識者、『唯識論』云。三界唯有識也。了別名識。由無外塵唯有識故名為唯識。通名唯識者、義用得名。唯義識用也」〈已上〉。

如此等也。（『發悟記』巻第十四、新版仏全三六、九一上、逸文⑭）

(7)は「唯識」の語義解釈に関する逸文である。⁽³⁰⁾ 円弘は「唯」を「簡持義」と解釈し、「識」を「了別」と解釈する。「簡持義」の名称は、基『義林章』巻第一「唯識義林」の「唯」の三義（簡持義、決定義、顕勝義）中の第一番目と同じである。

(8)此翻為唯。唯有三義。一簡持義。簡去遍計所執生法二我。持取依他・円成、識相・識性。成唯識論云。「唯言為遮離識我法。非不離識心心所等」。(『義林章』「唯識義林」大正四五、二六〇上)

(7)(8)は共に「唯識」を「簡持義」として解釈するので、『円弘師章』と『義林章』は参照関係にあることは確実であろう。問題はその成立順序である。『円弘師章』(7)は真諦訳『大乘唯識論』⁽³¹⁾（『唯識二十論』の異訳）を、『義林章』(8)は玄奘訳『成唯識論』巻第七を典拠とする。⁽³²⁾ 両文献の前後を決定できない。しかし、『円弘師章』と『義林章』とは、異なる訳者、異なる著作を典拠とするので、その変更の際に際して、参照対象に対する不満を印象づける。円弘は『円弘師章』の他の個所（逸文⁽¹⁰⁾）において『成唯識論』を引用しているので、彼が『成唯識論』を知らなかったことはあり得ない。

また『円弘師章』(7)は、真諦訳『大乘唯識論』を引用している。逸文①～⑭の「法相宗」文献に引用される文章によれば、『円弘師章』は玄奘訳の教義に習熟していたことは確実であるものの、玄奘訳にこだわった形跡は無い。例えば次の三業の訳語に注目したい。

円弘撰『円弘師章』の逸文研究（岡本一平）

(9) 『円弘章』第二釈総別名云。「造作之行名業、業別不同有其三種。一身業、二口業、三意業也。法積聚名身。依身（義）発業名爲身業。面門〔名〕口。〔依口〕発業名爲口業。思量名爲意。依意発業故名意業。通名三業者、従教及用爲名。若別名者、皆従所依得名」〔已上〕。直名身業等。此釈要妙也。（『発悟記』卷第十二、新版仏全三六、八一上、逸文⑬）

円弘は三業を旧訳「身業」「口業」「意業」と表記し、新訳「身業」「語業」「意業」を用いていない。基撰『成唯識論掌中樞要』『成唯識論述記』『瑜伽師地論略纂』『妙法蓮華経玄賛』『唯識二十論述記』に、「口業」の用例は無く、『義林章』に「口業」は一例あるものの『十地経論』の引用部分である。⁴³ 基の「語業」の使用はかなり徹底していると言えるだろう。また円測撰『解深密経疏』は「語業」十二例、「口業」は二例である。ただし、「口業」のうち一例は玄奘訳『解深密経』の「口出矛盾」に由来し、もう一例は真谛訳『撰大乘論釈』に対する割注である。⁴⁴ その意味では、円測も「語業」の使用を徹底している。その他、慧沼（恵沼）撰『成唯識論了義灯』、智周撰『成唯識論演秘』も「語業」を使用し、「口業」を使用していない。『円弘師章』(9)は三業の語義解釈であり、そこに「口業」を使用するのは、円弘が玄奘訳を遵守する環境に無いことを意味する。

次に(9)中「三業」を「従数及用爲名」と解釈する点について検討したい。この解釈の特徴は「数詞＋作用」の観点から対象を解釈することにある。この「従数及用爲名」に完全に一致するのは、敦煌出土写本『維摩経疏』卷第三・卷第六（擬題、大正八五、二七七二番・P.2049・P.2040）⁴⁵である。本『維摩経疏』は、注釈形式を主としながらも、四

個所、章形式のテキストが付随する珍しい文献である。卷第三に「五眼義略以七門分別」、卷第六に「八解脫義七門分別」「四食義六門分別」「三身義六門分別」がある。本『維摩經疏』の「從數及用為名」の三例は、「五眼義」「八解脫義」「四食義」における各主題の解説部分にある。⁽³⁶⁾「五眼義」を例示しよう。

(10) 第一積名。得名者、初通次別。通者、五即是數、眼即是用。照導前境、稱之為眼。此即從數及用為名也。或可。

六積之中、帶數積也。(『維摩經疏』「五眼義」大正八五、三九一中)

『維摩經疏』(10)は「從數及用為名」の句があるだけでなく、主題の語を「通／別」に區別して解釈することも、『円弘師章』(9)に一致する。これも『円弘師章』と敦煌本『維摩經疏』との間に、直接的、あるいは間接的な参照関係にあることを示している。『維摩經疏』(10)は「帶數積」という六合積の一つを明示しているので、玄奘訳以後の文献に間違いないが、『円弘師章』と『維摩經疏』の成立順序は確定できない。

「從數及用為名」に類似した語義解釈として、基は『義林章』「総料簡章」において七種の「古説」を紹介・批判し、彼自身は六合積の利用を主張している。⁽³⁷⁾七種の古説の内に、件の句は含まれていない。しかし、第五番目の「或云從數就義為名」＝「帶數積」は、(9)(10)の「從數及用為名」に近い用例であり、「義」と「用」の相違に過ぎない。「從數及用為名」を「從數及義為名」として使用するのは、敦煌本『撰大乘論抄』(擬題)の「十一切入義」である。⁽³⁸⁾

(11) 十一切入義名体。名者、地・水・火・風・青・黄・赤・白・空処・識。此等十法、各遍一切無有間故名遍。入為

円弘撰『円弘師章』の逸文研究（岡本一平）

識縁故名入。通名即從數及義為名也。別名即從境為名也。（『撰大乘論抄』大正八五、一〇〇二中）

『撰大乘論抄』（11）は「從數及義為名」の句を使用するだけでなく、主題の語を「通／別」に区別して解釈する。これは『円弘師章』と敦煌本『維摩經疏』に共通する。「數詞＋用」の定型句は、『円弘師章』や『維摩經疏』以外に確認できず、『撰大乘論抄』の「數詞＋義」より発展した可能性がある。また『大乘義章』を含む「地論宗」文献に確認できなかった。おそらく仏教語の語義解釈をする際に、（11）「從數及義為名」と、（9）（10）「從數及用為名」の二説があり、『義林章』「或云從數就義為名」は、『撰大乘論抄』のような解釈を念頭においたものと言えよう。

訳語「口業」と「數詞＋用」の問題から、円弘は玄奘訳以前の仏教解釈に親しいことは判明するものの、その成立時期、撰述地域、円弘の出身について確定できるものは無い。

（12）『円弘章』云。「今大乘中三業、同以遍行中思數為體。總相雖然、於中分別。能發身思、名為身業。能發語思名為口業。尽（審？）・決二思名為意業。出『成唯識論』中」〈已上〉。（『發悟記』卷第十二、新版仏全三二六、八一中、逸文（17））

『円弘師章』（12）は、三業の自性（「體」）を「遍行」中「思數」と規定している（「總相」）。「總相」の語は無いものの、この解釈は先述した『維摩經疏』卷第六（P.2040）でも採用されている。

(13) 此明三業。色形積聚、名之為身。依身起業、不正乖理、稱為邪行。余二亦然。並以遍行思數為體。(『維摩經疏』

大正八五、四〇三中)

文章も含めて(12)と(13)の間には何らかの参照関係を想定すべきであろう。また(12)「於中分別」(身思、語思、審・決二思の区別)以下は、『成唯識論』の取意略出であり、⁽³⁹⁾ここでも円弘は「語業」を「口業」に改めている。この「口業」が誤写でなければ、円弘は「口業」にこだわりがあり、玄奘訳の絶対視から距離を取っていたと想定できる。

次に『円弘師章』巻第二「八識義」の逸文を検討したい。

(14) 問。八識総別名義云何。答。『円弘章』第二卷「八識義」中「釈名門」云。「七九中間名八。了別故名識。識別不同有八。一眼識、二耳識、三鼻識、四舌識、五身識、六意識、七末那識、八阿頼耶識。能見色名眼。依眼分別故名眼識。聞声曰耳。依耳分別故名耳識。麝香名鼻。依鼻分別故名鼻識。別嘗味名舌。依舌了別故名舌識。触対名身。依身了別故名身識。覺法名意。依意了別故名意識。末那者此云意。思量義是意義。意即了別故名意識。阿頼耶者此翻名藏。能撰諸法種子・及愛。覆藏義故名為藏。即了別故名藏識。通名八識、從數用為名。眼識乃至意識、此六識從根為名。後二種識約用受名」(已上)。略知名義、如此。(『發悟記』卷第十四、新版仏全三三六、九四上中、逸文⁽²⁰⁾)

『円弘師章』(14)は「八識」の語釈と規定である。円弘は「末那識」⁽⁴⁰⁾と「阿頼耶識」の訳語を使用するので、この点では玄奘訳を尊重している。そして、(14)でも、八識の複合語解釈として「従数用为名」を使用している（「及」は無い）。難解なのは、「阿頼耶」を規定する「及愛」の句である。「愛」の字は、凝然の自筆本を確認したが難読であり、やはり「愛」と読むべきと判断した。問題は意味である。この部分は、玄奘訳『雑集論』、及び基撰『瑜伽師地論略纂』の解釈に関連する。

(15) 阿頼耶識者、謂、能撰藏諸法種子故。又諸有情取為我故。（『雑集論』大正三一、七一上下）

(16) 阿頼耶四句中、此如『対法』第二云。「阿頼耶者、謂能撰藏諸法種子。又諸有情取為我故」。即我愛所取処名阿頼耶。今取後義。故八地等捨名不捨体。（『瑜伽師地論略纂』大正四三、一七八下）

(14)の「及愛」は、一般には「及」を接続詞と理解し、「及び愛」と読むべきだろう。しかし、この読み方では、主語は「阿頼耶」なので、「阿頼耶は及び愛である」という珍妙な解釈になる。そこで「及」を動詞として理解し、「阿頼耶は我愛に及ぶ」と解釈した。また『雑集論』(15)には「愛」の語を欠くので、(15)の「我」を「我愛」と解釈する『略纂』(16)が、『円弘師章』(14)に関連するように思われる。ただし、ここでも『円弘師章』と『略纂』の成立順序は判らない。⁽⁴¹⁾

(14)「末那者此云意。思量義是意義」は、普光撰『俱舍論記』、あるいは法宝撰『俱舍論疏』との関係が推定される。⁽⁴²⁾また基撰『成唯識論述記』は「思量義」と「依止義」の二規定、『唯識二十論述記』は「思量義」である。⁽⁴³⁾気になるの

は、『唯識二十論述記』である。基は「心」＝「集積義」、「意」＝「思量義」、「識」＝「了別」と明確に区別する。これは「心 (citta)」と「意 (manas)」と「識 (vijñāna)」を区別する瑜伽行派の学説に依拠するものである。⁽⁴⁾しかし、『円弘師章』(14)の「依了別故名意識」や「意即了別故名意識」によれば、「意」に「了別」という規定を持ち込み、「意」と「識」の区別は明確ではない。また『成唯識論述記』は「故但名意。不名為識」と主張し、「意」と「識」とを峻別している。(14)は『成唯識論』における「心」「意」「識」の区別を十分に踏襲していない記述と思われる。

(17) 『円弘章』二云。「問。煩惱障所撰煩惱六、通三界不。答。五通三界。瞋唯欲界。何以故。瞋縁違境而起。上二界中、無違境故」(已上)。(『通路記』卷第四十四、大正七二、五五六上、逸文⁽²⁾)

『円弘師章』(17)は、「煩惱障」の所撰の六種の煩惱と、三界との関連に関する問答である。まず、『成唯識論』巻第六により主題を提示する。

(18) 此十煩惱何界繫耶。瞋唯在欲。余通三界。(『成唯識論』巻第六、大正三一、三三二下)

この内「十煩惱」とは、①貪、②瞋、③癡(無明)、④慢、⑤疑、⑥薩迦耶見(身見)、⑦辺執見(辺見)、⑧邪見、⑨見取、⑩戒禁取である(太字は分別起だけ)。この内、瞋だけが欲界だけに存在することに問題はない。問題となるのは二つである。

第一は、『成唯識論』では瞋と他の九煩惱との問題であるが、円弘は「瞋」と他の五煩惱として問題を設定していること。理由は確定できないが、おそらく、分別起だけの四煩惱を議論から除外したと思われる。

第二は、「瞋」は欲界だけに存在する理由である。円弘は「瞋」を「瞋縁違境而起」と規定し、欲界だけに存在する理由を「上二界中、無違境故」と述べる。ポイントは「違境」＝「心を逆撫する対象」の有無である。この「違境」の語によって「瞋」を定義した先駆者に、淨影寺慧遠がいる。『大乘義章』「十使義」には次のようにある。

(19)言瞋者、違境忿怒。故名為瞋。（『大乘義章』「十使義」大正四四、五八二下）

慧遠も十使と三界との関係について整理し、毘曇では「十使之中、瞋唯欲界。余使皆通」と言い、『成実論』では「十使皆通」（大正四四、五八六上中）と言う。ただし、大乘では文証が無いと確認した上で、道理としては全て三界に通じると述べる。

(20)大乘法中、雖無文証、理亦応通。（『大乘義章』「十使義」大正四四、五八六中）

即ち、慧遠は色界と無色界における「違境」の有無は確認できなかった。では円弘は確認したのだろうか。少なくとも『成唯識論』は、瞋が欲界に限定される理由を明記しないようである。基の解釈は「瞋は唯だ不善である」というものであり、これは『成唯識論』を踏襲したものである。⁽¹⁵⁾

(21) 瞋唯不善。故但在欲。(『成唯識論述記』卷第六、大正四三、四五三上)

明らかに、円弘の解釈とは異なる。円弘の根拠は、ここでも『雑集論』と思われる。

(22) 界云何。謂、除瞋余一切通三界繫。瞋唯欲界繫。縁違損境生故。(『雑集論』卷第七、大正三一、七二六上)

『雑集論』「縁違損境」が「違境」に対応する語である。『円弘師章』(14)(17)において、円弘は『雑集論』の影響を受けていることが分かった。

また「煩惱障所撰」という句は、元暁の『起信論疏』にだけ一致する表現である。

(23) 我見愛染煩惱者、此是煩惱障所撰也。(『起信論疏』卷下、大正四四、二一八上)

単純な句ではあるが、円弘と元暁との関連も考える必要がある。

以上は、凝然の著作に引用・言及される『円弘師章』の逸文の考察である。凝然は『円弘師章』を利用する上で批判的な言辞を述べない。これに対して、日本の「法相宗」文献では、奈良時代の善珠以来、批判的な言辞を加えるものが多い。これについては「第七節 資料篇」を参照していただきたい。

第四節 『円弘師章』と『子注』

第三節の成果を受けて、ここでは『円弘師章』と『子注』の関係について、簡単に指摘しておきたい。『子注』は、現在、金天鶴氏と金炳坤氏によって、翻刻と注記が作成されている。金炳坤氏の格別の配慮により、『子注』の作成テクストを拝借できた。十分な検討は出来なかつたものの、両氏の注記に無いものを確認した。それは『雑集論』の大幅な引用である。菩提留支『法華論』「序品」釈中、「尽諸有結者、以逮得已利断諸煩惱因故」（大正二六、一下）に対して、『子注』上巻には『集論』（大正三一、六七六下―六七七上）と、『雑集論』（大正三一、七二三中下）の「九結」に関する記述を、殆ど忠実に引用している。これは、『円弘師章』¹⁴（17）における『雑集論』を重視する傾向に一致する。因みに、両氏の注では、「見結」と「慳結」とにだけ、二論の注がついている。

また金天鶴氏は、円弘ニ新羅人説を補強するために、『子注』の次の部分を利用している。⁴⁶

〔24〕決定有二種。一聞記及（？）迷心生驚怖。仏為此人故、息別記以護其心。二聞記漸信菩薩。為比此人故、与仏記別方便令發菩提心也。（『子注』下巻、三九面）

〔私訳〕決定〔声聞〕は二種類いる。第一は、〔授〕記を聞いて心に迷い……驚愕し恐怖を抱く〔者である〕。仏はこの〔第一の〕人々のために、個別の授記をあきらめて、その心を擁護した。第二は、〔授〕記を聞いて段階的に〔大乘を〕信仰する菩薩である。〔仏は〕この〔第二の〕人のために、〔成〕仏の授記を与え、巧みな手段によって菩提心を起こさせる。

この『子注』⁽²⁴⁾に対する金天鶴氏の解釈は次の通り。

この文よりみる限り、決定声聞も菩提心を発すれば、最後に成仏できる存在になりうる。こうした点からみて、
円弘は新羅系の唯識思想に近いと考えられる。

この金天鶴氏の解釈は、『子注』⁽²⁴⁾では、決定声聞が二種（「決定有二種」）に区別されていることに注意が向いていない。特に「第一の決定声聞」について全く言及していない。「第一の決定声聞」は、「息別記」と言われるように、授記自体が与えられない存在である。なぜならば、彼らは授記すれば「□迷心」や「生驚怖」のように、授記に対する拒否の感情を生じるからである。それに対して「第二の決定声聞」は「漸信菩薩」と言われるように、実質的に菩薩であって、授記を与えることによって「菩提心」を起こす。このような円弘の二種決定声聞説は「第一の決定声聞」は成仏不可能な声聞（授記されない声聞）、「第二の決定声聞」は成仏可能な声聞を意味する。従って『子注』⁽²⁴⁾は、決定声聞を二種に区分するという特徴的な学説ではあるものの、一切皆成仏説ではなく、一分不成仏説である。金天鶴氏の言う「新羅系の唯識思想」とは、おそらく一切皆成仏説を意味すると思われるが、「第一の決定声聞」から考える限り、金天鶴氏の見解は妥当ではない。また『子注』⁽²⁴⁾は新羅系、あるいは非新羅系を判断する根拠にはならない。私は、円弘は新羅人説に反対しているわけではない。ただ十分な根拠は存在しないので、その論証は慎重にしたいと考えている。確かに、『円弘師章』は玄奘訳を踏襲しない部分や、真諦訳を典拠にする部分もある。しかし、このような円弘の姿勢は、直ちに「新羅系」や一切皆成仏説に結び付くわけではない。

第五節 師章文献について

最後に「師章」と通称される文献、「師章文献」（作業仮説的用語）について簡単に考察したい。私が最初に「師章文献」を知ったのは『玄隆師章』である。そこから遡って『大日本古文書』の書写記録に辿り着いた。何れにしても日本の記録を利用したものである。しかし、その後CBETAやSATA検索を利用し、中国の仏教文献にも「師章」の語を見出せることを知った。あまり注目されていないが、石田茂作氏による奈良朝書写の集成から拾うと延べ十五種の記録がある。⁽⁴⁸⁾

- (1) 『惣法師章』 一卷、(2) 『遂法師章』 二〇巻
 - (3) 『栄隆師章』 一卷、(4) 『栄隆師章』 一卷、(5) 『永隆師章』 一卷
 - (6) 『文軌師章』 一卷、(7) 『興師章』、(8) 『惠景師章』 二二巻
 - (9) 『宗法師章』 四巻、(10) 『宗法師』 四巻、(11) 『宗法章』 四巻
 - (12) 『玄隆師章』 一卷、(13) 『元隆師章』 六巻、(14) 『円弘師章』 四巻、(15) 『円弘師章』 四巻
- この『奈良録』を整理すれば次のようになる。
- ① 『惣法師章』 一卷（文献①）、② 『遂法師章』 二〇巻（文献②）、③ 『永隆師章』 一卷（文献③・④・⑤）
 - ④ 『文軌師章』 一卷（文献⑥）、⑤ 『興師章』（文献⑦）、⑥ 『惠景法師章』 二二巻（文献⑧）
 - ⑦ 『宗法師章』 四巻（文献⑨・⑩・⑪）、⑧ 『玄隆師章』 一卷又は六巻（文献⑫・⑬）
 - ⑨ 『円弘師章』 四巻（文献⑭・⑮）

また日本撰述文献では、次のような書名を見出せる。

『元暁師章』（凝然『日珠鈔』大正六二、二六上）

『空法師章』（宗性『俱舍論本義抄』大正六三、五七下、一三三上）

『宗法師章』（安澄『中觀論疏記』大正六五、三六中）

『宗法師章』（善珠『法苑義鏡』大正七一、一九四下、二〇三中）

『聰法師章』（安澄『中論疏記』大正六五、一一下）

『神泰師章』（『成唯識論本文抄』大正六五、四二三上）、『神昉章』（同上）

『基法師章疏』（『成唯識論本文抄』大正六五、六五三上）

『均師章』（『三論玄義文義要』大正七〇、二二七上など）

『遠法師章』（善珠『法苑義鏡』大正七一、一八九下）

『寂法師章』（真興『唯識義私記』大正七一、三六八下など）

このうち『宗法師章』は『奈良録』⑦に確認できるが、他の書名は確認できない。『空法師章』は『俱舍論記』に同文の引用が確認できる。『空法師章』は、普光撰『俱舍論記』（大正四一、四二六下）の引用と一致するので、孫引きと思われる。また『均師章』は、奈良朝の書写記録に、『四論玄義記』の別称として使用されている。典拠未詳の文献が多いものの、本来の書名が失われ、日本撰述の著作に「師章」として言及される文献のあらまは以上の通りである。

また、次のように中国撰述文献にも確認できる。

円弘撰『円弘師章』の逸文研究（岡本一平）

円弘撰『円弘師章』の逸文研究（岡本一平）

『空法師章』（普光『舍論記』大正四一、四二六下）

『泰師章』（通倫『瑜伽論記』大正四三、七四一中、七四五上、七四九下）、

『莊子内篇大宗師章』（元康『肇論疏』大正四五、一六九上、一七一上、『注肇論疏』卍続藏經五四、一五四中）

中国でも「師章」と書名を通称する用例は存在するものの、その用例は三例と限定されている。中国撰述文献では固有名詞というよりも、「諸師章」等と一般名詞として使用されることが多い。また韓国撰述文献で「師章」という書名の通称は無く、義天著『新編諸宗教藏総録』にも「師章」と通称される文献は皆無である。従って、「師章文献」は、日本に特徴的な通称であり、奈良時代に中国や韓国の章形式の著作が伝来すると、作者の名前に因んで、「師章」と通称するようになったと推定される。

「師章文献」は、あくまでも作業仮説的な総称であり、本来の書名ではない。換言すれば、「師章文献」はそれらの文献を受容する側から見た場合、書名上の共通性を有するだけで、内容上の共通性をもつ文献群とは限らない。従って、「師章文献」の一つ一つの原題を調査してゆけば、「師章文献」というジャンルは胡散霧消するだろう。しかし、特に日本成立の文献には、ある種の著作を「師章」と呼ぶことが多いことも事実であり、作業仮説上の有効性はあつた。また『円弘師章』と『玄隆師章』に限定すれば、現段階で原題を確認することは出来ない。

第六節 結論

一、『円弘師章』の書写の記録から、『円弘師章』の成立の下限は七三三年である。これにより、円弘の没年も七三三年以前と推定される。

- 二、『円弘師章』は四卷一五四紙として書写された。
- 三、『円弘師章』は巻第一「唯識義」と「四諦義」（仮題）、巻第二に「八識義」と「三業義」（仮題、「表無表色義」の可能性もある）を収録する。
- 四、円弘は「法相宗」系統の学僧であるが、『雑集論』を重視しているようである。
- 五、ただし、玄奘の訳語を厳守しない。
- 六、複合語解釈において、基のように六合釈を使用しない。「従数及用為名」を多用する。
- 七、『円弘師章』逸文と『子注』は『雑集論』を重視する。
- 八、「師章」という書名は奈良期に特徴的な通称である。

第七節 資料編『円弘師章』逸文集成

《凡例》

- 一、『円弘師章』の逸文の配列順序は、おおむね引用・言及文献の成立順序を基準にしている。
- 二、引用・言及文献の冒頭に丸数字を付して整理番号とした。
- 三、円弘及び『円弘師章』は太字、引用部分は「」、割注は〈〉に括った。
- 四、引用の文脈が判るように前後も含めて引用したが、特に基準は無い。
- 五、引用文例は可能な限り新字体に改めた。引用文献の校訂はしていない。
- 六、※は解説であり、本文と重複する部分もある。

逸文① 善珠『唯識分量決』「三量分別門」（大正七一、四四四中）

問。若一心見現比俱者、善惡二性、応一心俱。答。現比心用故、一心得俱起。三性体性故、不可一時竝。弘法師判云初説為正。

※質問は、一心に現量と比量が俱起するならば、善と悪の二性も一心において俱起するのか。解答は二説ある。第一説は、これは現量と比量のはたらきなので、一心において俱起する。第二説は、これは三性（善・悪・無記）の本質なので、同時に生起しない。円弘の解釈では、第一説を正統と見做す。この「弘法師」が『円弘師章』であることは逸文⑧を参照。

逸文② 善珠『唯識分量決』「二用多用門」（大正七一、四四五下）

問。自証分中唯一用総証二四。若有二用各証二四。若唯一用総証二四即失本宗先説隨境有多用故。若有二用各証二四分雖有四。用即無窮失。答。有二説。一云二用。而第四分唯一用。故無無窮之失。一云二用。一用知多。多用知多。皆自所許故無有失。弘法師判云。後説為勝。所以然者。若知二四有別用者。知二之用為第三分。知四之用為第五分。第四一用総知三五。故無第六。由此道理後説為勝。

※質問の趣旨は、自照分に一つのはたらき（「一用」）があつて、第二と第四を証するのか、それとも二つのはたらき（「二用」）があつて第二と第四を証するのか。解答は二説である。第一説は「二用」、第二説は「一用」である。ここでは「弘法師」は第二説を正統と見做す。この「弘法師」が『円弘師章』であることは逸文⑨を参照。この二説の典拠は判らないが、この前の問答では、新羅の神昉『唯識論要集』から二説を紹介しているので、逸文②の二説も同

様であれば円弘は神昉を知っていることになる。

逸文③ 善珠『法苑義鏡』卷第一「五心義林」(大正七一、一六五中)

問。率爾五俱第六意識、必是率爾。解云。弘云。「不定。在定聞声。彼唯善性、非率爾故」(二云云)。今謂不然。五意識率爾、俱起意識、必是率爾。

※逸文③の質問は、「率爾(刹那)の五心が第六意識を伴う時、必ず率爾か否か」。解答において、善珠は「弘云」として一説を引用し、その後「今謂不然」と「弘」の説を否定する。この「弘」は円弘と確定できない。しかし、善珠の時代に「弘」と称する人は限られているので、今は「弘」を円弘と想定しておく。逸文③は、『義林章』「五心章」の「第四刹那多少者、五識率爾、唯一刹那」(大正四五、二五六中)、及びそこに引用される『瑜伽師地論』卷第三「本地分」中「意地」(大正三〇、二九一中以下)の一節を主題としている。「弘」説中の「在定聞声」は、遁倫『瑜伽論記』卷第十七(大正四二、七〇三中下)、大賢『成唯識論學記』(正統藏經五〇、八三中)に使用されている。遁倫と大賢は新羅出身であることに注意したい。

逸文④ 善珠『法苑義鏡』卷第一「五心義林」(大正七一、一六五中)

弘云。「独散意識初三(二?)心者、随何無記皆緣過去」。今即不爾。緣世非世。文意稍隱。学者心思。

※逸文④「弘云」も逸文③と同様に円弘と想定した。「弘」説の趣旨は、「独散意識」が「過去」を対象とすることであろう。これに対して善珠は「二三」世と非世とを対象とする」と否定している。引用の文脈は、『義林章』「五心

章」中「第十一何量所撰者」の「若在散位独頭五心、通比非量……」（大正四五、二五八上）に関する異説の紹介であろう。「弘」説は、おそらく『義林章』も引用する『瑜伽師地論』卷第三「本地分」中「意地」の「又意識任運散乱縁不串習境時、無欲等生。爾時、意識名率爾墮心、唯縁過去境」（大正三〇、二九一中）を踏襲したものと思われる。基『瑜伽師地論略纂』卷第二（大正四三、二一中下）、『義林章』（大正四五、二五六上）に関連の議論がある。また「独散意識」の語は、「独頭意識」中「定中意識」「独散意識」「夢中意識」として術語化されている。⁴⁰この語の初期の用例は、基『雜集論述記』（卍統藏經四八、二二上）、慧沼『了義灯』（大正四三、六七八上）と思われる。しかし逸文④も初期の用例であり、成立順序を確定したい。なお、清範『五心義略記』の「私云」（大正七一、二九三下五）は、逸文④の対応部分なので「弘云」の誤写であろう。

逸文⑤ 善珠『法苑義鏡』卷第四「断惑章」（大正七一、二〇二上）

問。迷理事惑、若有寛狭。解云。古説迷事必迷理、迷理非必迷事。故有寛狭。弘法師云。「二乗後得智不断惑者、迷事之惑、必迷理故。若二乗後得智断惑者、有迷事而不迷理惑」。今章家意。迷理身見亦有迷事。如繩為蛇等。

※逸文⑤の質問の趣旨は、「理と事の煩惱に迷うことに寛狭は有るのか」である。善珠は、「古説」と「弘法師」説を紹介した後に、基説（「今章家」）を紹介している。奈良の書写事情を考えれば、この「弘法師」は円弘であろう。円弘の説は「二乗の後得智が煩惱を断滅しない」場合と、「二乗の後得智が煩惱を断滅する」場合に区別している。前者の場合は「事の煩惱に迷えば必ず理に迷う」、後者の場合は「事に迷うことは在っても、理の煩惱に迷うことはない」である。前者は古説「迷事必迷理」と類似している。引用の文脈は、『義林章』卷第二「断惑章」の「此在二乗非

菩薩位……」(大正四五、二八二中)の解釈にある。『義林章』も「迷事随眠」「迷理随眠」の語を用いるので、『円弘師章』と『義林章』との間に参照関係が想定できる。この二語は『成唯識論』巻第十(大正三一、五五上)にみられる。その他、慧沼『了義灯』巻第一(大正四三、六七二中)は、「迷事惑」「迷理惑」の語を用いている。『円弘師章』と『了義灯』の参照関係も重要である。

逸文⑥ 善珠『法苑義鏡』巻第四「断惑章」(大正七一、二一七上、新版仏全三〇、二二二中)

今依「瑜伽」故、唯云「皮膚実」。弘法師云。「修所断、或多分迷事。事法麁顕、如皮在外。故云皮惑。見所断惑、迷人空理。理法細隠如完(肉?)」在中。故言完(肉?)惑。其法我執迷法空理、是理最深、如心在内。故言心惑」。広如「彼章」。

※逸文⑥は、『瑜伽師地論』巻第四十八「本地分」中「菩薩地第十五第二持随法瑜伽住处品」の「当知、一切所知障品所有麁重、亦有三種。一者在皮麁重。二者在膚麁重。三者在肉(実?)」麁重(大正三〇、五六二中)の「皮」「膚」「肉(実)」の三種の麁重をめぐる問題である。この三種の麁重は『義林章』巻第二「断惑章」(大正四五、二八五中)に「三種有三。一皮、膚、骨」と取意略出されている。善珠はこの「皮・膚・肉(実)」、あるいは「皮・肉・骨」の解釈のために、「弘法師」に「彼章」を引用している。これらは、善珠が『法苑義鏡』を撰述する時に、『円弘師章』を参照していた証拠と言える。逸文⑥の内容は、文字の確定が難しく難読である。円弘は、三種の麁重を「皮」「完」「心」としているの、「皮」以外一致しない。「完」は「肉」「骨」とも考えられるが、この想定では「膚」を欠くことになる。『円弘師章』の最も一致するのは、『撰大乘論抄』(大正八五、一〇〇八下、擬題、敦煌出土写本)の

「皮等三惑名体 名者、一皮惑、二肉惑、三心惑」である。また『撰大乘論義章』巻第四（大正八五、一〇四〇中）にも「第一無明為見道惑、略分三品。謂皮肉心」とあり、この部分に「皮惑」「肉惑」「心惑」の三惑が用いられている。「円弘師章」の三惑（皮惑、肉惑（完惑）、心惑）は、『撰大乘論抄』等の玄奘訳以前の用語を継承したものではないだろうか。

逸文⑦ 善珠『法苑義鏡』巻第六「表無表義林」（大正七一、二五六下）

解云。除前第三動発身語勝思以外。即前二思及所余思。総名意業。審慮等二、及所余思不能動発身及語故。故云「不発現行身語色故」。意為方便発身語時、所有諸戒、非是意無表、即彼身語表戒撰故。故云「発身語者即彼撰故」。弘法師云。「意所発色声二塵、是無記故、不成戒体」。義亦同之。此上二師立意有無表者、体雖是思、依意表生故、名意無表。此意俱思不発於色亦不遮色。不称色名。但名意無表、不名無表色。但於意俱思種子上、義名無表。

※逸文⑦の「弘法師」説は、「意の起こす色と声の二塵は無記なので、戒体を成就しない」である。これは『義林章』「表無表色章」（大正四五、二九九中）の「然意無表非是色性。不発現行身・語色故」と同趣旨の学説と思われる。ただし逸文の語句を尊重する限り、円弘は「無記」を使用して、「無表」は使用していない。従って、この文脈の中で、『円弘師章』を利用することが適切なのか、判らない。善珠は「義亦同之」と、基と円弘の説を会通している。この逸文⑦は、逸文④と⑫に関連する。

逸文⑧ 仲算（忠算）『四分義極略私記』「第八三量分別」（大正七一、四六五下―四六六上）

問。若一心相違二量得俱起者、一心之中善惡二性応俱起耶。答。現比二量心之用故一心得俱起。善惡心之体性故不得俱起。問。二説中以何為正。答。初釈与『本疏』同。故以之為正。又『円弘師章』判初説為正。

※逸文①の対応部分。この逸文⑧により逸文①の「弘法師」は『円弘師章』と確定。

逸文⑨ 仲算（忠算）『四分義極略私記』「第十三一用多用門」（大正七一、四六九中）

問。二釈何正乎。答。『円弘師章』判後説為正。

※逸文②の対応部分。この逸文⑨により逸文②の「弘法師」は『円弘師章』と確定。仲算も二説の典拠を述べていない。

逸文⑩『成唯識論本文抄』「論第二卷本文抄九」中「転識頼耶」（大正六五、四八五下）

『円弘師章』云。「問。善等意識、縁異熟識影像生起。如是影像随本性異熟性攝。性羸劣故。応非能熏。若爾、以誰為異熟識因縁。答。影像雖復異熟所攝。然以善等意識見分為勝友。承彼勝力得成能熏。『論』中「此遮異熟心心所等」者、此就見相俱是異熟、及見異熟為語（云云）。以此文可知、性決定引自果義、并相分熏種歟。

※本逸文⑩中「論中此遮異熟心心所等」は、『成唯識論』卷第二（大正三一、九下）の引用である。この引用は金天鶴氏が指摘している。³⁰⁾しかし、金天鶴氏は「成唯識論」の本文に対する注の形式をとっている」と述べているが、『円弘師章』は『成唯識論』の注釈書ではないので、誤解を与えやすい表現である。

円弘撰『円弘師章』の逸文研究（岡本一平）

逸文⑪『成唯識論本文抄』「論第八本文抄三十五」中「三業段」（大正六五、六九七上）

円弘師意（章？）二云。「問。未（+明？）聞不善及善有漏、而非異熟因。答。諸聖教就麁相故。善有漏等、是異熟因不熟。大乘甚深細相道理而説。亦有所余是善有漏、及不善性而非異熟因。謂無始法爾善惡種子。依是同類因新生等流果。而非異熟因令報差別」〈文〉。

※逸文⑪は「三業段」に「円弘師意（章？）二云」として引用されることを考えれば、おそらく『円弘師章』巻第二「三業義」（仮題）の逸文と推定される。また「法爾善惡種子」の語はSATの検索によれば、逸文⑪の少し後に引用される「顕揚私記一（浄達）云」（大正六五、六九七中）に「戒賢論師云。新所発業。或資法爾善惡種子」とあるだけ。この部分は、大賢の著作中の孫引きの可能性もあるので、そうだとすれば、円弘・浄達・大賢は「法爾善惡種子」の語を共有していることになる。

逸文⑫ 良算『唯識論同学鈔』「三類境」（大正六六、九四上）

問。第七識縁第八見分。所変相分従本質。可名異熟耶。答。不名也。付之既従本質名無覆。何亦不云異熟耶。況若従本質。名無記者。四無記中。何撰之耶。不可云威儀工巧。非縁発威儀工巧之心故。不可云変化無記。非通果故。若非異熟無記者、何云無覆無記耶。依之唐土人師。「以相分従本質名異熟」〈云云〉。何況、依撲揚余処解釈者、設雖不名無覆。尤可云異熟。判異熟義寛、無記乃局故如何。答。『義灯』积此事。∴（中略）∴円弘师积不可用之。

原本・乙本傍注曰。『円弘師章』二。（大正六六、九四、脚注2）

※逸文⑫の「唐土人師」は、脚注2によれば『円弘師章』巻第二の説である。このことは逸文⑫末尾に「円弘師釈不可用之」と述べられていることから確実であろう。この「唐土人師」は円弘の出身を新羅と確定することを拒む。『同学鈔』の編纂者は、慧沼『了義灯』巻第一（大正四三、六七八下）、智周『演秘』巻第二（大正四三、八五九中）の説を根拠にして円弘の説を否定している。

逸文⑬ 良算『唯識論同学鈔』「論第七同鈔第四」（大正六六、四三八下）

或本論云「已入第三地菩薩」。雖依七地廢立、以淨勝意樂地。云第三地。灯師詞、令順本論。意取殊勝願自在地已上三地。引或「三地菩薩」等也。意者。決定生報仏土者、八地已上也。必受變易、定生淨土故。依之円弘師釈云。

「七地以前生淨土義不定」云云。撲揚深探、義灯本意、八・九・十地名為三地積也。

※逸文⑬は、『瑜伽師地論』「撰決択分」中「菩薩地之八」（大正三〇、七三六下―七三七上）に関連して「淨土」に往生する人々の階位が問題にされている。円弘の説は「七地以前生淨土義不定」であるので、八地以上の菩薩は決定して往生するというもの。ここでも智周の説と比較されているが、「依之」の「之」を「灯師」≡慧沼（恵沼）と理解すれば、『同学鈔』の編纂者は、円弘の説により慧沼の説を解釈している、と解釈していることになる。特に円弘の説は否定されていない。

逸文⑭ 良算『唯識論同学鈔』「論第八卷同学鈔第二」（大正六六、四七六中）

菩提薩埵受變易生之時、依分段業因。若有法爾業種者、何別無其業耶。依之人師「有分習氣中。無法爾種」云

円弘撰『円弘師章』の逸文研究（岡本一平）

云）。若依之爾者。名言種、既有法爾種子。業種何不然耶。依之見上卷論文。明異熟習氣。有漏善惡。熏令生長（云云）。生長者、如次新熏本有也。加之淄洲大師有処。於業種有本有新熏（云云）。爾者如何。

原本甲本乙本俱傍注曰円弘師。（大正六六、四七六、脚注25）

※逸文⑭は、「問。護法正義意。可許有無始法爾業種耶」から始まる極めて長文の質問の一部である。この「人師」は脚注によれば円弘である。円弘の説は「有分の習気の中に法爾の種は無い」というものである。

逸文⑮ 凝然『華嚴孔目章發悟記』卷第十二「第十二四諦章」（新版仏全三六、八〇中）

四諦義理、諸師多解。淨影『義章』第三。『阿毘曇章』第十四。『成実義章』第一・第二・第三・第四。天台『法界次第』中卷。『円弘章』第一。『玄澄（隆？）章』第一。定賓『飾修記』第七。此等諸文明四諦義。

※逸文⑮は、諸師の著作における「四諦」に関する情報である。このうち『円弘師章』巻第一に「四諦義」が収録されている。凝然の記述によれば、「四諦」に関するまとまった記述は玄奘訳以前の文献に多く、玄奘訳以後は円弘と定賓だけである。

逸文⑯ 凝然『華嚴孔目章發悟記』卷第十二「第十三業成就章」（新版仏全三六、八一上）

『円弘章』第二「釈総別名云。『造作之行名業、業別不同有其三種。一身業、二口業、三意業也。法積聚名身。依身（義）發業名為身業。面門〔名〕口。〔依口〕發業名為口業。思量名為意。依意發業故名意業。通名三業者、從數及用為名。若別名者、皆從所依得名」〔已上〕。直名身業等。此釈要妙也。

※逸文⑩は、おそらく「三業義」（仮題）の一部であり、『円弘師章』巻第二に収録されていたようである。注意すべきことは、円弘は、三業のうち旧訳「口業」を用いて、新訳「語業」を用いない。

逸文⑪ 凝然『華嚴孔目章發悟記』巻第十二「第十三業成就章」（新版仏全三六、八一中）

『円弘章』云。「今大乘中三業、同以遍行中思数为体。総相雖然、於中分別。能發身思、名為身業。能發語思名為口業。尽（審？）・決二思名為意業。出『成唯識論』中」（已上）。

※逸文⑫も⑬と同様に「三業義」の一部と推定される。この逸文でも、円弘は旧訳「口業」を使用している。この逸文⑫は逸文⑦と関連する内容である。

逸文⑬ 凝然『華嚴孔目章發悟記』巻第十四「第十七唯識章」（新版仏全三六、九一上）

『円弘章』第一云。「簡持義是唯識。簡塵持識故名唯也。簡塵者、『唯識論』云。唯言為除色塵等。持識者、『唯識論』云。三界唯有識也。了別名識。由無外塵唯有識故名為唯識。通名唯識者、義用得名。唯識識用也」（已上）。如此等也。

※逸文⑭は「唯識義」の逸文と思われる。このことは次の逸文⑮によって支持される。内容は「簡持義」による「唯識」の語義解釈である。この「簡持義」という解釈は、基『大乘法苑義林章』『唯識義林』（大正四五、二六〇上）でも使用されている。ただし両者の典拠は異なり、円弘は真諦訳『大乘唯識論』（『唯識二十論』の異訳）、基は『成唯識論』を利用する。

円弘撰『円弘師章』の逸文研究（岡本一平）

逸文⑱ 凝然『華嚴孔目章發悟記』卷第十四「第十七唯識章」（新版仏全三六、九一下二一―一五）

心識義理、諸師多立。淨影大師『大乘義章』第三有「八識義」。道基法師『撰論義章』第一・二・三有「九識義」。

慈恩大師『法苑』第一立「唯識義」。『円弘章』第一有「唯識義」、第二立「八識義」。『玄隆章』中有「唯識義」。

※逸文⑲は諸師の著作における「唯識義」の情報である。凝然の記述によれば、玄奘訳以前は「八識義」「九識義」というテーマが多く、玄奘訳以後は「唯識義」が出現する。この点からみれば、『円弘師章』は巻第一に「唯識義」、巻第二に「八識義」を収録し、中間的な形態である。この形態は『円弘師章』の成立時期に関するものなのか、それとも円弘の志向によるものなのか、確定できない。

逸文⑳ 凝然『華嚴孔目章發悟記』卷第十四「第十七唯識章」（新版仏全三六、九四上中）

問。八識総別名義云何。答。『円弘章』第二卷「八識義」中「釈名門」云。「七九中間名八。了別故名識。識別不同有八。一眼識、二耳識、三鼻識、四舌識、五身識、六意識、七末那識、八阿頼耶識。能見色名眼。依眼分別故名眼識。聞声曰耳。依耳分別故名耳識。麝香名鼻。依鼻分別故名鼻識。別嘗味名舌。依舌了別故名舌識。触対名身。依身了別故名身識。覚法名意。依意了別故名意識。末那者此云意。思量義是意義。意即了別故名意識。阿頼耶者此翻名藏。能撰諸法種子・及愛。覆藏義故名為藏。即了別故名藏識。通名八識、從數用為名。眼識乃至意識、此六識從根為名。後二種識約用受名」〔已上〕。略知名義、如此。

※逸文⑳は、『円弘師章』巻第二「八識義」中「釈名門」の一節である。三業とは異なり、八識の名称は「末那識」と「阿頼耶識」にみられるように、玄奘訳を用いている。

逸文②① 凝然『五教章通路記』卷第四十四「斷惑章」（大正七二、五五六上）

『**円弘章**』二云。「問。煩惱障所撰煩惱六、通三界不。答。五通三界。瞋唯欲界。何以故。瞋緣違境而起。上二界中、無違境故」〈已上〉。又云。「問。此諸煩惱。通三性不。答。貪等五通二性、除善者在上一界、一向有覆無記。

若在欲界多分不善。或有覆無記。謂任運起。不能起惡行者、是謂末那等。瞋唯是不善」〈已上〉。

※逸文②は、『**円弘章**』卷第二の一節であり、「煩惱障」がテーマである。ここから推定すれば、おそらく「二障義」（仮題）ではないだろうか。このうち「煩惱障所撰」の句は、元暁『起信論疏』（大正四四、二二八上）に「我見愛染煩惱者、此是煩惱障所撰也」とだけ一致する。

逸文②② 凝然『華嚴十重唯識瑞鑑記』卷第七（新版仏全三六、三五五中、新版日藏七五、一一七上下）

仏法東漸、震旦甚昌。大乘諸師多陳唯識義。…（中略）…法相宗中、慈恩大師『法苑』『唯識』建立十門分別義理。一出体、二弁名、三離合会釈、四何識為観、五類類差別、六修証位次、七観法何性、八諸地依起、九断諸障染、十帰撰二空。新羅慶皇寺玄隆法師有「唯識章」七門分別。一名、二体、三見相差別門、四観行門、五撰諸障門、六共果差別門、七観行位地門。**円弘法師造四卷章、名『円弘章』**。彼第一卷有「唯識義」三門分別。一積名。二出体。三問答。此三寶章并法相宗。

※逸文②は『**円弘師章**』の簡単な紹介である。凝然によれば、『**円弘師章**』は四卷、巻第一に「唯識義」が収録され、三門（一積名、二出体、三問答）の構成である。このうち、四巻という巻数は奈良の書写に遡及されるものの、凝然の著作に巻第三と巻第四の引用を確認できていない。正応五年（一二九二）に、彼が全四巻を所持していたのか、

謎が残る。また他の「唯識義」と比較すれば、『円弘師章』「唯識義」は三門構成で簡素な形式である。そして、「三問答」として問答を独立しているのは興味深い。そして、凝然は基の『義林章』、玄隆の『玄隆師章』、円弘の『円弘師章』を「法相宗」の「三宝章」と呼んで高く評価している。

逸文⑳ 実英『五教章下卷不審六』「第四修行時分」（大正七三、二四二上）

問。弘法師釈、并『業疏』四卷釈、大智律師等意、三生等極利、六十等極鈍見如何。

※この逸文㉓は、「弘法師」と道宣『業疏』と「大智律師」は、同一の学説であったことを伝えている。

逸文㉔ 基弁『大乘法苑義林章師子吼鈔』卷第十九「第二十表無表章」（大正七一、八二八、脚注6）

治承古本作「即彼撰」故。

原本冠注曰。「即彼撰故」義鏡曰。「意為方便発身語時所有諸戒非是意無表即彼身語表戒撰故云、発身語者即彼撰故。又引円弘師義云。「意無表但名無表不云無表色」。此非章主意違三十論疏故。

※逸文㉔は脚注である。「意は無表であり、ただ名称だけ無表と名づけるが、無表色とは言わない」というものである。この文章は逸文㉔にもみられるが、私はこの部分を『円弘師章』と判断しなかった。冠注者は、基の『成唯識論述記』とは異なるので、間違いであると述べている。

註

- (1) 本論文は、二〇一六年九月三日(土)、日本印度学仏教学会、第六七回学術大会(東京大学)において発表した論文を大幅に修正・加筆したものである。二〇一九年四月十三日、金炳坤氏の依頼で活字化される。
- (2) 「円弘」は固有名詞なので、その表記に際して「円」を使用し、日本語の読み方とし呉音の「えんぐ(enku)」とする。呉音読みを私に提案したのは金天鶴氏である。
- (3) 拙稿「新羅唯識派の芬皇寺玄隆『玄隆師章』の逸文研究」(『韓国仏教学 SEMINAR』第八号、二〇〇〇年七月)。
- (4) 岡本前掲論文(前註3) 三六一—三六二頁、注7参照。
- (5) 大竹晋校註『法華経論 無量寿経論 他』(大蔵出版、二〇一二年) 参照。
- (6) 金天鶴後掲論文(後註7) 注4参照。
- (7) 金天鶴「金沢文庫所蔵、円弘『妙法蓮華経論子注』について」(『印度学仏教学研究』第六〇巻第二号、二〇一二年)、一五四—一六一頁参照。
- (8) 岡本前掲論文(前註3) 三六〇頁、注1、2参照。
- (9) 岡本前掲論文(前註3) 三六〇頁、注1。「常盤大定 [1973]」は、同『仏性の研究』(国書刊行会、一九七三年)の略号。この記号は書式統一のために金天鶴氏が改正したもの。
- (10) 岡本前掲論文(前註3) 三六〇頁、注2。「八木吳恵 [1962]」は、同『恵心教学の基礎的研究』(永田文昌堂、一九六二年)の略号。これも書式統一のために金天鶴氏が改正したもの。なお原論文「恵信」は誤字のために「恵心」に訂正した。
- (11) 岡本前掲論文(前註3) 三六二頁、注7。
- (12) 補足すれば、金天鶴氏は私の旧稿の編集担当者であり、大竹氏は私の旧稿掲載誌に、やはり金天鶴氏の依頼により論文を寄稿している。
- (13) 金炳坤「『三平等義』所引の「注云」について」(『印度学仏教学研究』第六六巻第一号、二〇一六年)、同『三平等義』の成立に関する研究」(『身延山大学仏教学部紀要』第一七号、二〇一七年) 参照。
- (14) 荒牧典俊「北朝後期仏教思想史序説」(同編著『北朝隋唐中国仏教思想史』所収、法蔵館、二〇〇〇年) 五〇—六二頁参照。現在では「教理集成文献」と仮称することが多い。

円弘撰『円弘師章』の逸文研究（岡本一平）

- (15) 本論文第一節参照。
- (16) 金天鶴前掲論文（前註7）参照。
- (17) 『同学鈔』原本は元亨四年（一二三四）写葉師寺藏本、乙本は大日本仏教全書本（仏書刊行会編）。このうち乙本は仏全本の成立年代を特定することは難しい。富貴原章信「唯識論同学鈔〔解題〕」（新版仏全九七、一六一上）によれば、新版仏全本（鈴木学術財団版編）の底本は興福寺四八卷本（法隆寺藏古写本）、対校本は六六卷本（薬師寺藏古写本）、明和七年（一七七〇）版本の六七卷本、『略同学鈔』一一卷・徳川初写（大谷大学）、『同学鈔』寛文一〇年（一六七〇）写本（龍谷大学）である。しかし新版仏全本の校異は明瞭ではなく、どのテキストの記載なのか判らないからである。つまり『同学鈔』第一巻第六「異熟捩酬果」の「唐土」の右横「円弘師章二」（新版仏全二二、一七九下一九）は、どのテキストに依拠したものか、確定できない。しかし大正蔵本の原本によって「円弘師章二」の傍注は元亨四年（一二三四）に遡及される可能性がある。ちなみに『同学鈔』は、上記傍注の少し後の本文において「円弘師（異）釈不可用之」（大正六六、九四上二四、新版仏全二二、一八〇上七、異は新版仏全本）と、円弘説を否定している。つまり『同学鈔』の良算（一一七〇—一二一八頃）等の編纂者たちは、「円弘師章」を知っていることになる。
- (18) 凝然撰『浄土法門源流章』は応長元年（一二三二）の成立であり、「震旦浄教伝通次第」に新羅の仏教思想家たちは記載されている（大正八四、一九五下一三一—一六）。この「震旦」の理解は、『同学鈔』大正蔵本（原本）の成立した時期（一二三四）に近接したものであり、「唐土」を単純に中国（唐）に換言できない。
- (19) このうち、私は「第一の視点」＝「円弘師章」は何と一緒に書写されたのかは、重要だと考えている。本文で指摘するように、「円弘師章」と「子注」は同一の書写記録に見えない。
- (20) 「冊」は「卅」の誤写か。
- (21) 金天鶴氏は、七三一年から七六七年と指摘するが、終了は史料①「神護」景雲二年（七六八）である。金天鶴前掲論文（前註7）一五五頁参照。
- (22) 当初、私は「黄色」を「紙の色」と推定していたが、道津氏より「表紙の色」、あるいは「色による図書整理」との指摘を頂いた。識者の御教授を請う。
- (23) 元暁の『起信論疏』二巻が七五紙とあるので、『円弘師章』は約倍数。

(24) 善珠『唯識義灯増明記』(大正六五、三七五中)。橘川智昭「日本法相宗の形成と展開」(福土慈稔編著『日本仏教各宗の新羅・高麗・李朝仏教認識に関する研究 第2巻・下 日本三論宗・法相宗にみられる海東仏教認識―法相宗の部―』第6章、身延山大学東アジア仏教研究室、二〇一二年)三二頁参照。

(25) 行信については、松本信道「道慈の律師辞任とその背景」(『駒沢史学』第七九号、二〇一二年)、同「法隆寺僧行信の思想」(『駒沢大学文学部研究紀要』第七一号、二〇一三年)、同「行信の伝記に関する諸問題」(『駒沢大学文学部研究紀要』第七二号、二〇一四年)参照。

(26) 松本前掲論文(前註25・第三論文) 八頁参照。

(27) 松本前掲論文(前註25・第三論文) 七―八頁参照。

(28) 史料⑩は行信「最勝王経音義」(仮題、散逸、大正五五、一一四八上)、同「略集諸共律論等中翻梵語書」(大正五五、一一五四下)に関連する書写リストと想定される。この二書については、松本前掲論文(前註25・第二論文) 三三頁、三七頁注21参照。

(29) 発表時、「七三二年」を円弘没年の下限としていた。しかし、師茂樹氏は、著作の下限であっても、没年の下限ではないと質問した。厳密に言えば師氏の指摘は妥当である。師氏の指摘に感謝したい。

(30) 金天鶴氏は、(7)と推定される部分を、『通路記』中の逸文と表記したが、これは誤記と思われる。金天鶴前掲論文(前註7) 一五六頁参照。

(31) 真諦訳『大乘唯識論』「於大乘中立三界唯有識」(大正三一、七〇下)。

(32) 玄奘訳『成唯識論』巻第七「唯言為遮離識実物。非不離識心所法等」(大正三一、三八下)。基『成唯識論述記』巻第七末「述曰。遮離能変等識外実我法名為唯識。非不離識心所、及見・相分・色・真如等」(大正四三、四八七中)。

(33) 基『大乘法苑義林章』巻第六「三輪義林」(大正四五、三五七下)、「十地経論」(『明地第三卷之五』(大正二六、一五七上)。

(34) 円測『解深密経疏』巻第二と巻第九(『中統蔵経』一一、二二五上、三八三中)。典拠は順に『解深密経』巻第一「勝義諦相品」(大正一六、六八九下)、真諦訳・世親訳『撰大乘論釈』巻第九(大正三一、二二三上)。

(35) 『維摩経疏』(P.2049, P.2040) に対する研究として、上山大峻「八・九世紀敦煌における『維摩経』の諸注釈の系譜」(『龍

谷大学論集』三八七号、一九六八年）一〇七一―一頁参照。上山氏は本文獻を曇曠、あるいはその弟子系統と推定している。方廣錫氏の解題では、曇曠と推定した研究者の名前を出さない。季羨林主編『敦煌学大辞典』（上海辞書出版社、一九九八年）六七六頁参照。

(36) 『維摩經疏』卷第三「五眼義」と卷第六「八解脱義」「四食義」(P.2049, P.2040、大正八五、三九一中、三九九中、四〇七下)。

(37) 『義林章』卷第一「総料簡」(大正四五、二五四下)の七種の古説と、智周「決択記」卷上(正統藏經五五、一七九上)における六合釈との比定部分は次の通り()内は「決択記」。

①「或云当体以彰名」(六釈不撰)。

②「或云就義以爲目」(持業釈)。

③「或云從能依以受称」(持業釈又は有財釈)。

④「或云從所依以立名」(依主釈)。

⑤「或云從數就義爲名」(可知(帶數釈))。

⑥「或從相應增強爲号」(隣近釈)。

⑦「或兩体相違」(可知)。

(38) この他「撰大乘論抄」には「從數義爲(又は受)名」の用例が「五陰義」(大正八五、一〇〇二下)と「十二因縁義」(大正八五、一〇〇五中)にある。本文獻については、池田將則「敦煌本『攝大乘論抄』の原本(守屋コレクシヨン本)と後續部分(スタイン2524)」とについて「翻刻と研究」(前篇・後篇)、「仏教史研究」第四五号・第四六号、二〇〇九年・二〇一〇年)参照。

(39) 『成唯識論』卷第一「能動身思、説名身業。能發語思、説名語業。審・決二思、意相應故、作動意故、説名意業。起身語思有所造作、説名爲業」(大正三二、四下―五上)。

(40) 玄奘訳「末那識」は、訳語としては天親造『大乘百法明門論』に「第一心法、略有八種。一眼識。二耳識。三鼻識。四舌識。五身識。六意識。七末那識。八阿頼耶識」(大正三二、八五五中)とあるだけ。(4)の八識の列挙部分は、『大乘百法明門論』に依拠していると思われる。また玄奘訳以後、八識の各語を列挙する文献も少なく、大乘光(普光)撰『大乘百法論疏』卷上(大正四四、五三下)等、限定される。

(41) この「瑜伽師地論略纂」の解釈は、遁倫「瑜伽論記」卷第十三に「基云」(大正四二、六〇五中)として引用される。

(42) 普光「俱舍論記」卷第四「梵云「末那」。此云「意」。是思量義。梵云「毘若南」。此云「識」。是了別義也」(大正四一、八三中)。法宝「俱舍論疏」卷第四「梵云「末那」。此言「意」。是思量義。以心能思量、故名爲意也。梵云「毘(毘反)若南」此言「識」。是了別之義。謂心於境能了別故、謂之爲識」(大正四一、五三四中)。(4)中「意即了別故名意識」も、こ

の二種の注釈を踏まえたものか。

(43) 基撰『成唯識論述記』巻第五「意有二義。一思量義。二依止義。第七通有二名。過去但唯依止。体雖現無、与現依止。思量之意相似。故但名意。不名為識」(大正四三、四一三七)。同『唯識二十論述記』巻上「心積集義。意思量義。識了別義」(大正四三、九八一中)。

(44) 基撰『唯識二十論述記』巻上「問。此中八識、若皆得名心意識者、何故諸処、説第八識名心。第七名意。余六名識。答。『成唯識論』第五卷説。如是三義、雖通八識、而隨勝顯。第八名心。集諸法種、起諸法故。第七名意。恒審思量為我等故。余六名識。麁動間斷了別転故」(大正四三、九八一中)。同『成唯識論述記』巻第五(大正四三、四〇九上)、『成唯識論』巻第五(大正三一、二四下)。

(45) 『成唯識論』巻第六「此十煩惱何性所撰。瞋唯不善、損自他故。余九通二」(大正三一、三三二下)。

(46) 金天鶴前掲論文(前註7) 一六〇頁参照。

(47) 基撰『妙法蓮華經玄贊』巻第一(大正三四、六五四上)では、授記を「別記」「同記」「五記」「無怨記」「通行記」「具因記」の六種に区別している。『子注』は「別記」と「同記」を区別している。「別記」は一人一人に対する「授記」であり、「同記」は集団に対する授記である。

(48) 石田茂作『写経より見たる奈良朝仏教の研究』(東洋文庫、一九三〇年)一四二―一四三頁参照。

(49) 深浦正文『唯識学研究』下巻(永田文昌堂、一九五四年)、三一二頁参照。

(50) 金天鶴前掲論文(前註7) 一五六頁参照。

〈キーワード〉

円弘、『円弘師章』、『維摩経疏』、P.2049、P.2040、師章文献、行信、小尾公

円弘撰『円弘師章』の逸文研究(岡本一平)